

# 〔子どもたちをめぐる状況の変化〕

## ～社会情勢、子どもをめぐる状況～

(別添「大阪の教育をめぐる状況」参照)

### ○人口・経済情勢(資料2～9,40頁)

- ・出生率が依然低下を続け、今後、全国・府ともに人口のピークを迎え、減少へと向かう。
- ・平成10年度の我が国の実質経済成長率は△1.5%。平成14年度以降、景気回復に向かっていくが低成長が続いている。
- ・「ニート」「フリーター」の増加、若者の就業意識の希薄化などが問題に。

### ○子どもをめぐる状況(資料10～22,48～49頁)

- ・児童・生徒数の急減、学校規模の縮小が一段落するが、今後、児童生徒数はほぼ横ばいから減少。
- ・平成14年度より、現行学習指導要領と「完全週5日制」が実施された。
- ・いじめ問題や児童虐待が深刻化。

### ○地域・家庭の状況(資料71～72,96～101頁)

- ・家庭の教育力が低下していると感じる親の割合は7割に(平成13年調査)
- ・「近所とよく付き合っている」割合は約40%(平成9年度)から約20%(平成16年度)に。

## ～大阪における新たな指針など～

### 大阪「こころの再生」宣言 (H17.12)

#### ○5つのこころ

- ・生命、人としての尊厳を大切に
- ・互いを思いやる
- ・感謝する
- ・努力する
- ・公共のルールやマナーを守る

### 大阪府教育委員会キャリア教育指針 (H17.4)

#### 【キャリア教育の目標】

- 豊かな職業観・勤労観の育成
- 人権意識の醸成や男女共同参画社会の実現への寄与
- すべての子どもに対して、自ら進路選択する力

## ～教育をめぐる最近の国の動き～

### 《中教審「答申」(H15.3)》

【「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」】

#### (5つの目標)

- ①自己実現を目指す自立した人間の育成
- ②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- ③『知』の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ④新しい『公共』を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- ⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

### 《中央教育審議会での議論》

#### 【学習指導要領の改訂】

※初等中等教育分科会 教育課程部会で審議中  
(年度末を目途に改訂)

#### 【教育振興基本計画の策定】

※教育振興基本計画特別部会で審議中  
(年度末を目途に策定)

### 《教育基本法の改正(H18.12)》

- ・今日もとめられている教育の目的・目標を明示
- ・私立学校、家庭教育、幼児期の教育を新たに規定
- ・教育振興基本計画の策定

#### 第2条【教育の目標】

- (1)幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと
- (2)個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと
- (3)正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと
- (4)生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと
- (5)伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと

### 《教育関連3法の改正》

#### 【教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律】

- ①教員免許更新制の導入
- ②指導が不適切な教員の人事管理の厳格化
- ③分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

- ①教育委員会の責任体制の明確化
- ②教育委員会の体制の充実
- ③教育における地方分権の推進

#### 【学校教育法等の一部を改正する法律】

- ①各学校種の目的及び目標の見直し等
- ②副校長その他の新しい職の設置
- ③学校評価及び情報提供に関する規定の整備
- ④大学等の履修証明制度

### 《教育再生会議での議論》

#### 【第1次報告】(H19.1)

- ・「ゆとり教育」を見直し学力を向上
- ・魅力的で尊敬できる先生を育てる
- ・保護者や地域の信頼に真にこたえる学校に
- ・教育委員会のあり方そのものを問い直す
- ・「社会総がかり」で子どもの教育にあたるなど

#### 【第2次報告】(H19.6)

- ・学力向上をめざし授業時数を10%増
- ・徳育の充実
- ・メリハリのある教員給与体系の実現など

#### 【最終報告(年末)にむけての検討状況】

- ・バウチャー制、学校選択制の導入など

### 《行革推進法》～総人件費改革～

○公立学校の教職員の給与のあり方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずる(第56条第3項)。

○公立学校の教職員その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずる(第55条第3項)。

### 《骨太の方針》(2007)

#### 【教育再生】

- 学力向上をめざし、授業時数10%増を図る
- 徳育を教科化
- メリハリのある教員給与体系の実現など